



上場企業等のオプトアウト制度方式による情報共有に関する通知書

私どもでは、お客様にとっての利便性向上と質の高いサービスのご提供を図ることを目的として、スタンダードチャータード銀行とスタンダードチャータード証券株式会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）の間で、下記(1)に該当する上場企業等のお客様に関する非公開情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第12号に規定する非公開情報を指します。以下、「お客様情報」といいます。）を、同内閣府令第153条第1項7号又に基づき、お客様から「情報共有停止の通知」をいただくまでは、情報共有につきお客さまからの「書面による同意」をいただいたものとして、下記のとおり共有させていただきます。

情報共有の停止をご希望のお客様は、私どもの営業時間内のいつでも、情報共有の停止（オプトアウト）をお申し出いただくことができます。情報共有の停止（オプトアウト）をご希望の場合には、お客様を担当する営業担当者又は下記(8)記載の連絡窓口にご連絡ください。情報の共有につきご異存がない場合は、特段のご連絡等は不要です。

オプトアウトのお取扱いに係る最新の情報は、当社ウェブサイト（<https://www.sc.com/jp/scsj/>）に掲載しております。オプトアウトのお取扱いは今後必要に応じて見直す場合がありますが、その際にもあらかじめウェブサイトに掲載いたします。

－ 記 －

(1) 上場企業等のオプトアウト方式による情報共有の対象となるお客様

上場企業等のオプトアウト方式により情報の共有をさせていただくお客様は金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第18号ト(1)から(4)に該当する以下のお客様をいいます。

- ① 金融商品取引法第百六十三条第一項に規定する上場会社等及びその子会社等
- ② 金融商品取引所にその発行する株式を上場しようとする株式会社（その上場に関する基準に適合するために必要な助言を受けることを内容とする契約又は法第百九十三条の二の規定に準じて公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることを内容とする契約を締結しているものに限る。）及びその子会社等
- ③ 金融商品取引法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書を提出している者及びその子会社等
- ④ 適格機関投資家（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十三号（イに係る部分に限る。）及び第二十四号に掲げる者を除く。）及びその子会社等



お客様が、上記のいずれにも該当しなくなった場合は、下記（８）の連絡窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。

(2) お客様情報の共有を行う非公開情報の範囲

現在までに知り得たお客様情報及び将来において知り得るお客様情報とします。但し、既に情報共有の同意書を頂いているお客様より、新たにオプトアウトのお申し出を頂いた場合については、下記（７）の通り取扱います。

なお、既存のオプトイン制度（金商業等府令第 153 条第 1 項 7 号イ）で、お客様情報について包括同意書を当社グループが頂いているお客様につきましては、オプトアウトのお申し出がない限り「上場企業等」に該当するか否かにかかわらず、引続きその同意書に基づき共有を継続させていただきます。

また、既存のオプトイン制度（金商業等府令第 153 条第 1 項 7 号イ）で、個別案件・商品や特定部門等に限定した同意書を当社グループが頂いているお客様につきましては、オプトアウトのお申し出がない限り「上場企業等」に該当するか否かにかかわらず、引続きその制限付き同意書に基づき共有を継続させていただきます。更に当該範囲以外のお客様情報は本制度の対象として新たに共有させていただきます。

(3) お客様情報の共有を行う会社の範囲

当社グループ、具体的にはスタンダードチャータード銀行とスタンダードチャータード証券株式会社とします。

(4) お客様情報の授受の方法

お客様情報の授受は、口頭、書面、E メール、データベース・システムへのアクセス権付与その他の適切な授受の方法によります。

(5) 提供先におけるお客様情報の管理の方法

情報共有の結果保有することとなったお客様情報について、法令等及び情報管理に係る社内規程に則り、目的外利用禁止や情報漏洩防止等に万全を期して管理します。

(6) 提供先におけるお客様情報の利用目的

お客様情報の提供先である当社グループは、各種商品やサービス等をご提案・ご案内する目的、お客様との間の取引関係を管理する目的、その他お客様へのサービスの提供を適切かつ円滑に履行する目的で、お客様情報を利用します。

(7) お客様情報の共有を停止した場合における当該情報の管理方法

お客様情報の共有を停止するようお申出があった場合、すみやかにお客様情報の共有を停止します。ただし、内部の管理及び運営に関する業務（「法令遵守管理に関する業務」、「損失の危険の管理に関する業務」、「内部監査及び内部検査に関する業務」、「財務に関する業務」、「経理に関する業務」、「税務に関する業務」、「子法人等の経営管理に関する業務」並びに「有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引に係る決済及びこれに関連する業務」をいいます。）や電子情報処理組織の保守・管理を行うための情報共有及び法令等に基づいて行う情報共有は停止されません。また、お客様から「情報共有停止の通知」をいただく前に提供した情報については、提供先において引き続き保有し、利用する場合があります。提供先において引き続き保有する情報については、上記(5)の方法に従い、管理いたします。



なお、オプトアウトは、お客様の頂点企業による一括オプトアウトも可能ですが、当該一括オプトアウトを頂いた場合、これと異なる内容の同意を既に頂いているお客様につきましては、改めてご意向を確認させていただく場合があります。

(8) 照会・連絡窓口

スタンダードチャータード銀行及びにスタンダードチャータード証券株式会社
コンプライアンス、フィナンシャル・クライム & コンダクト・リスク部

営業時間：平日（年末年始を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

電話番号：03-5511-1200(代表電話)

電子メール：compliance.japan@sc.com

以上